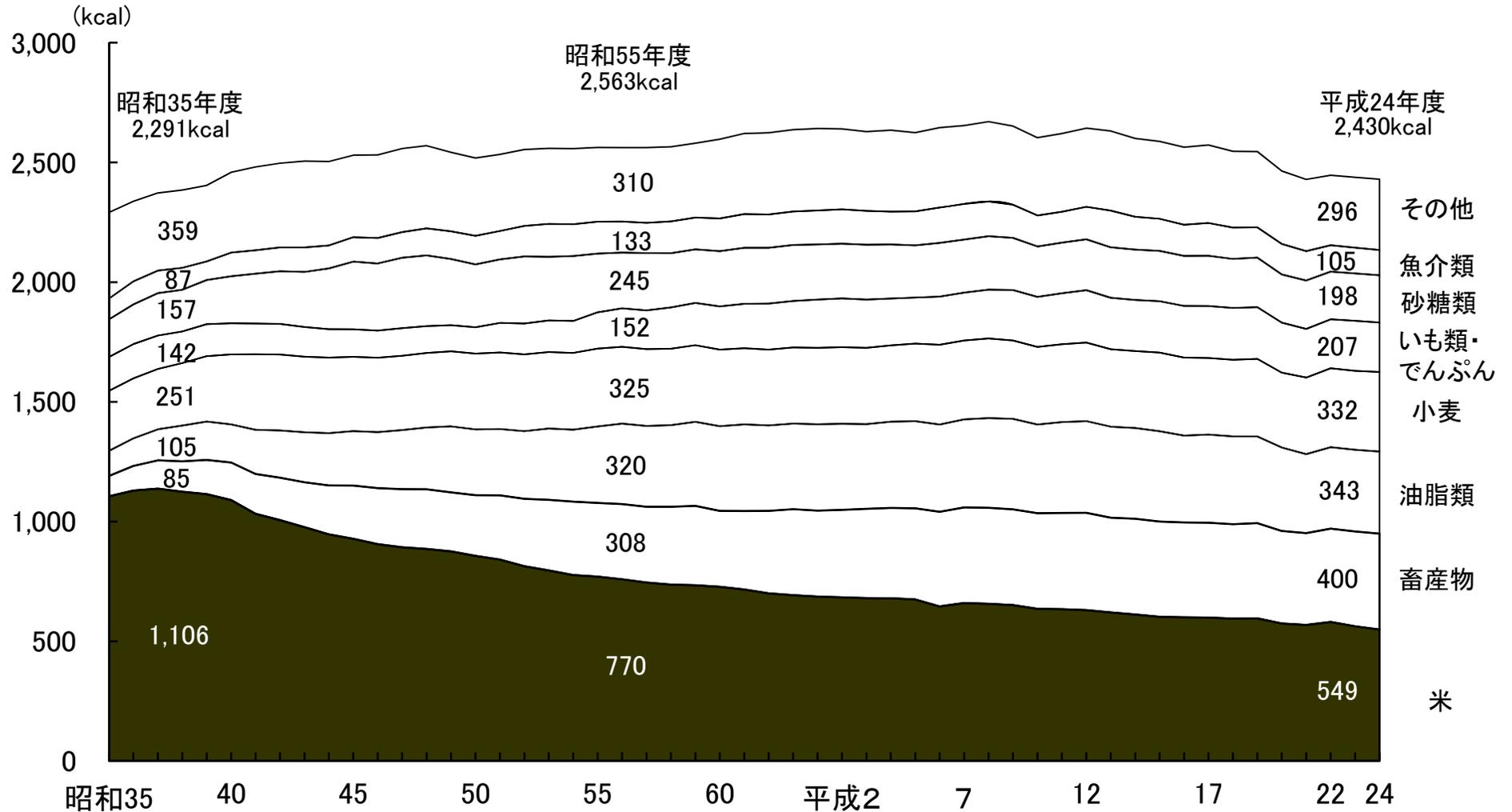


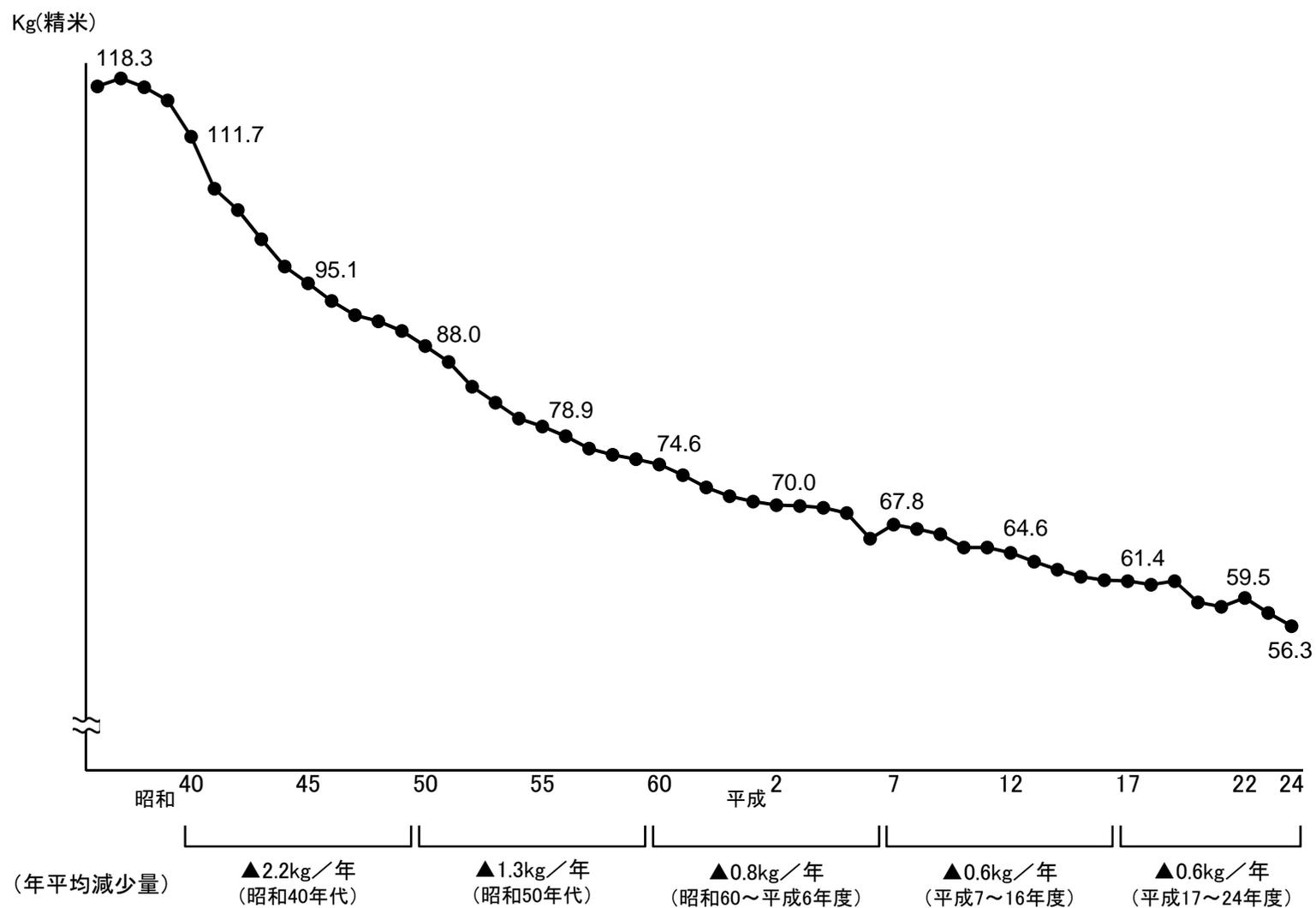
1. 米に関する資料

1-1 我が国の食生活の変化(国民1人・1日当たりの供給熱量の構成の推移)



資料：農林水産省「食料需給表」

1-2 米の消費量の推移(1人1年当たり)



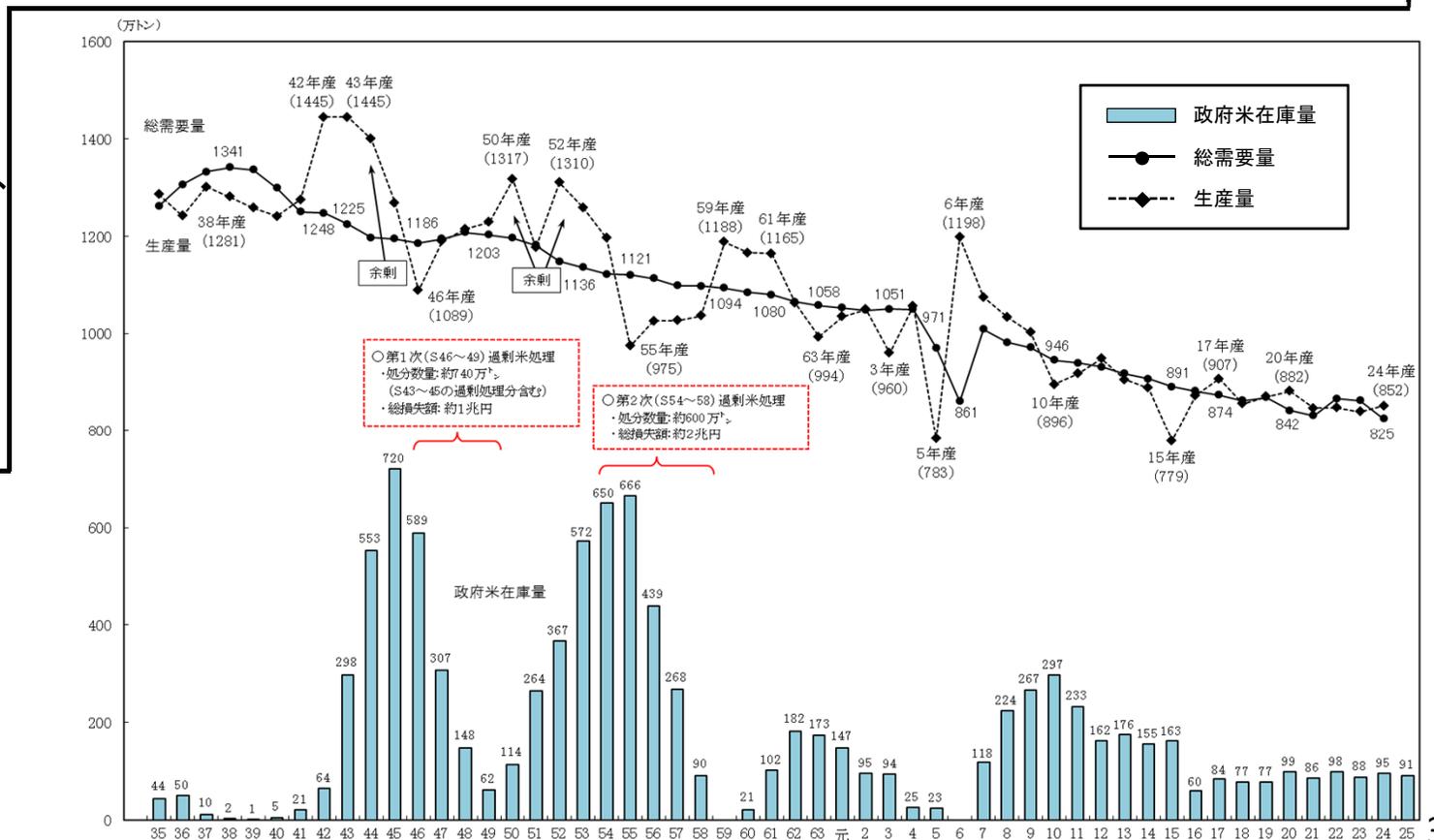
資料：農林水産省「食料需給表」

1-3 米の生産調整が開始された経緯

- 米の需給は戦後大幅な不足状態にあり、米の増産政策を実施。一方、不足を補うため、主食として麦(大麦)が相当量供給されるとともに、米の輸入が実施されていた(～昭和43年)。
- 米の需要量は、食生活の変化等により、昭和30年代後半をピークにほぼ一貫して減少。
(総需要量:昭和38年 1,341万トン → 平成23年 863万トン、一人当たり需要量:昭和37年 118kg/人 → 平成24年 56kg/人)
- 一方、高米価政策(生産費・所得補償方式による価格維持政策)が行われたこと、昭和40年代前半に大豊作が続いたこと(作況指数:昭和42年 112、昭和43年 109)等もあって、食管制度による政府全量買入制度の下で政府在庫が720万トン(昭和45年)となり、膨大な過剰在庫が発生し、第1次過剰米処理を実施。米の生産量を抑制することが急務となり、昭和46年度から水田の休耕などを中心とした生産調整(減反)が本格的に開始された。(併せて、政府買入を行わない自主流通米制度を創設。)

- その後も、昭和50年代半ばに第2次過剰米が発生し、その処理(飼料用、加工用等に販売)に、第1次過剰米処理と合わせて約3兆円を要した。

第1次過剰米処理[昭和46～49年度]
約740万トン 約1兆円
第2次過剰米処理[昭和54～58年度]
約600万トン 約2兆円



1-4 生産調整に係る施策の変遷

(減反政策)

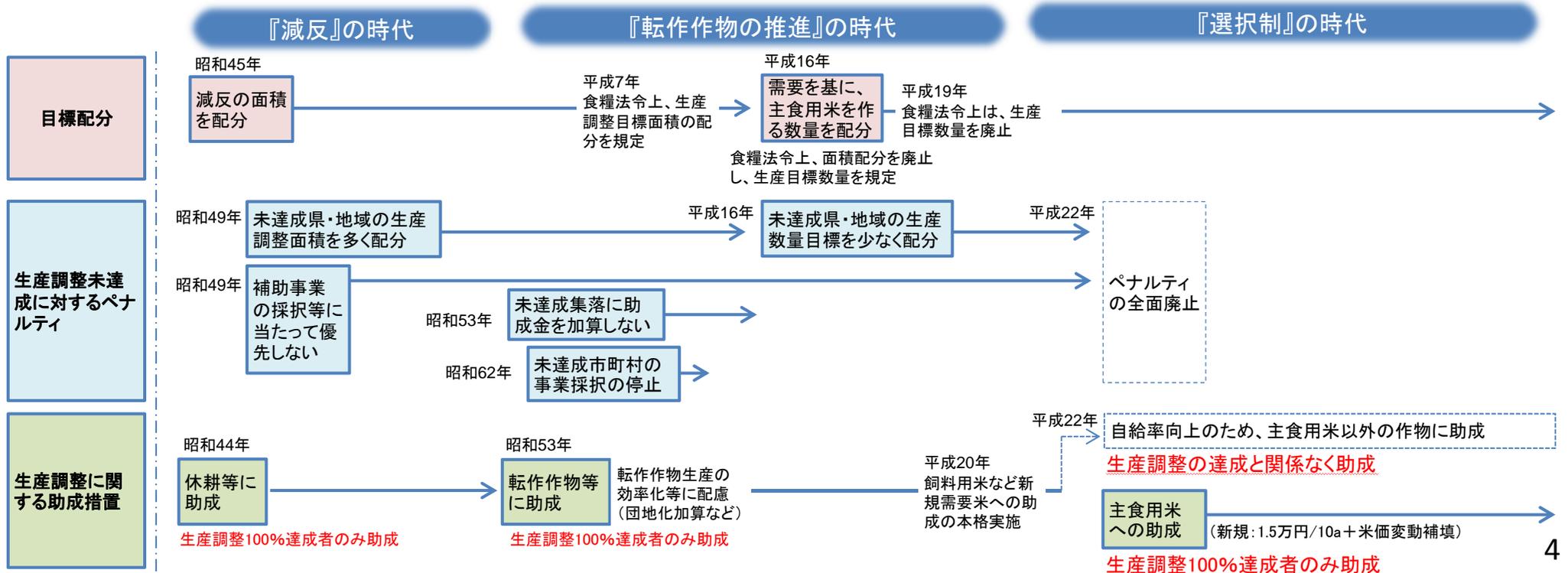
- 生産調整が開始された当初においては、主食用米を生産してはいけない面積(生産調整の目標面積)を配分するとともに、単純休耕に対しても助成を行う等、主食用米の生産抑制を主眼とした対策を実施。また、生産調整の目標面積が達成されない場合については、翌年の目標面積を多く配分するとともに補助事業を優先採択しない等のペナルティを措置。

(転作政策)

- 昭和53年産からは、稲作から自給率の低い転作物への転換を推進。また、平成16年産以降は、販売実績を基礎として主食用米を作る数量(生産数量目標)を配分する方式に転換する等、需要に応じた『売れる米づくり』を推進。

(米による転作とメリット付与による選択制の政策)

- 更に、平成20年産からは飼料用米等の新規需要米への助成を本格的に実施。また、平成22年産以降、従来の強制感を伴うペナルティを廃止することにより、経営の自由度を高めるとともに、主食用米に対する「メリット措置」により生産調整への参加を誘導するという生産者の選択による仕組みに転換。



1-5 水田における需要に応じた生産の推進に係る施策

- 食生活の変化に伴う米の消費量の減少傾向を踏まえ、需要に見合った生産を推進しており、
- ① 主食用米の需給調整については、従来の強制感を伴うペナルティを廃止するとともに、
 - ② 水田を有効活用し、食料自給率・自給力の向上を図る観点から、非主食用米である加工用米、米粉用米及び飼料用米や国産需要のある大豆・小麦の生産を振興する
- 等により、生産者自らの選択・経営判断により、自由に作付け可能な仕組みに見直してきたところ。

■ 需要に応じた生産の推進に係る施策の変遷

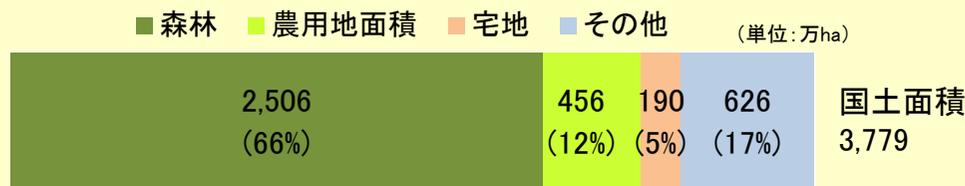
		従 来	現 在
主食用米の需給調整の非参加に対するペナルティ措置			
	主食用米の生産数量目標	主食用米の需給調整の未達成県の生産数量目標を、達成県に付け替え	廃 止
	施設整備や制度資金等の各種支援措置	主食用米の需給調整の達成地域・参加者を優先して支援	廃 止
水田を有効活用し、食料自給率・自給力の向上を図るための作付けに対する助成※	対 象 者	主食用米の需給調整の参加者のみに交付	主食用米の需給調整の参加者・非参加者のいずれにも交付
	対 象 品 目	大豆、小麦等のみ交付	大豆、小麦等のほか、非主食用米（加工用米、米粉用米、飼料用米）にも交付
主食用米に対する助成 〔 ① 米の直接支払交付金（1.5万円/10a） ② 米価変動補填交付金 〕		なし	主食用米の需給調整の参加者に交付

※ 交付単価：麦・大豆・飼料作物(3.5万円/10a)、米粉用米・飼料用米・WCS用(8.0万円/10a)、加工用米・そば・なたね(2.0万円/10a)

1-6 水田の利用状況(平成23年)

- 我が国の国土利用の状況をみると、農用地は国土面積のわずか12%。国土面積が同規模の国と比較しても、我が国の農地面積の割合は低いため、限られた農地を有効に活用することが重要。
- 我が国の主食用米の消費量は、昭和37年(一人年間118kg)をピークに、現在ではその半分程度(一人年間58kg)に減少し、現在、主食用米の作付面積は153万haと、日本の水田面積全体(233万ha)の約2/3となっている。
- このため、水田を有効活用し、食料自給率・自給力の向上を図る観点から、需要に即した主食用米の生産と、輸入に大半を頼っている大豆(自給率7%)、小麦(同11%)や飼料用米等をバランスよく生産していくことが必要。

○ 我が国の土地利用の現況(平成23年)



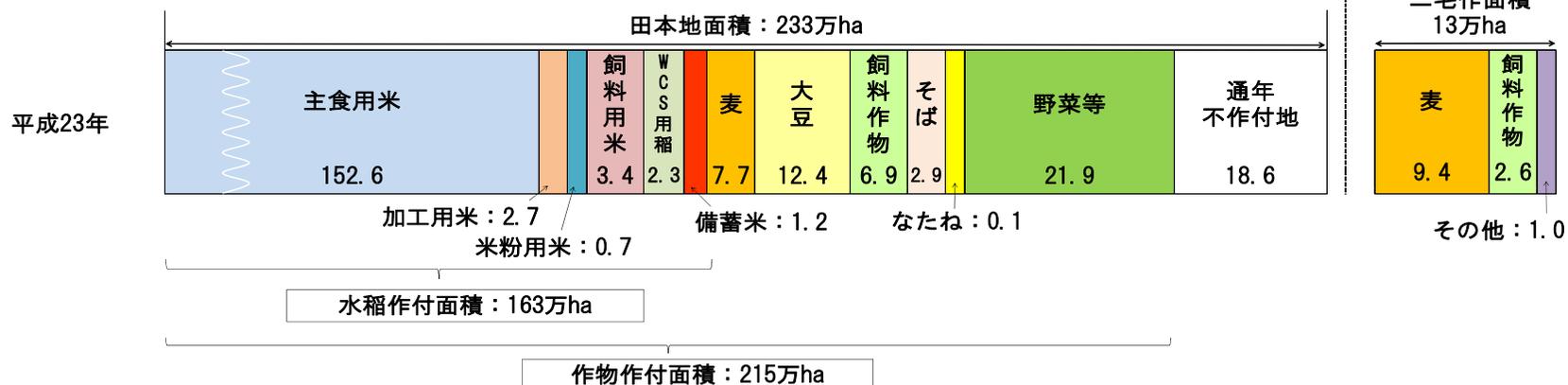
資料：国土交通省「平成24年版 土地白書」
 注：農用地面積は、農地面積と採草放牧地面積の合計である。
 四捨五入の関係で内訳の和が合計と一致しない場合がある。

(参考)各国の国土面積と農地面積(平成23年)

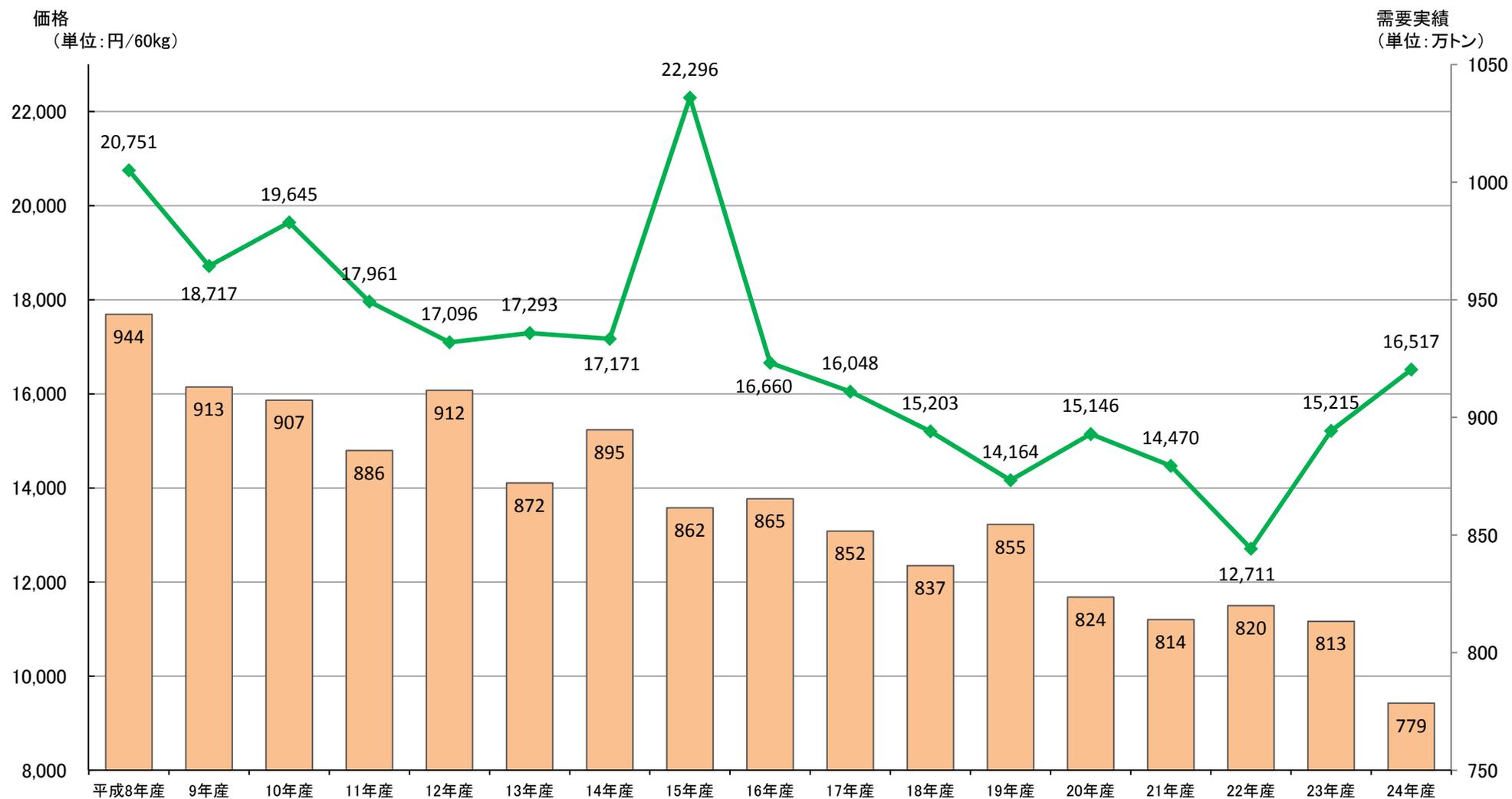
	日本	英国	ドイツ	フランス
農地面積	456	1,716	1,672	2,909
国土面積	3,779	2,436	3,571	5,492
農地面積 国土面積	12%	71%	47%	53%

資料：国土交通省「平成24年版 土地白書」、FAO「FAOSTAT」

○ 田本地面積 : 233万ha うち 主食用米作付面積 : 153万ha



1-7 主食用米の価格と需要量の推移



資料: 価格(折れ線グラフ)は、平成17年産までは(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成、平成18年産以降は相対取引価格の平均値(24年産は25年8月までの速報値)
 需要量(棒グラフ)は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」による。